

不祥事根絶のための校内運用ルール

本校教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、行動に責任を持ち、教育活動に専心しています。

今後も本校に勤務するすべての教職員が共通認識のもとで行動し、不祥事が起きないようにすることを確認します。

【1】生徒の個別指導に関すること

- ・できる限り複数人で対応する。また、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。指導上、やむを得ない場合には、管理職へ事前に対象生徒・場所・時間等を知らせ、事後に結果を報告する。
- ・セクハラ、パワハラ等につながらないように言動に注意する。
- ・電話、メール、SNS 等による生徒及び保護者との私的なやりとり等は原則禁止する。

【2】個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち帰るときは管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。持ち出す場合には、適切に取り扱うこと。
- ・氏名の入ったデータは USB メモリでは持ち出さない。教育情報ネットワーク内の個人ドライブに保存して持ち出しすることは可能であるが、管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。
- ・複数人にメールを送る場合には、BCC を使って行う。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを原則として複数名で確認する。
- ・私用スマートフォン等は、原則職員室で使用する。

【3】交通に関すること

- ・緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には深酒をさける。
- ・交通法規を遵守し、交通事故を起こさない（遭わない）ように気をつける。もし、事故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとること。誠意ある行動をとるように心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。

【4】校内の環境整備に関すること

- ・校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。
- ・日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行う。
- ・空き教室や教科準備室は、整理整頓し定期的に管理職が確認する。

【5】 校内外の相談・連絡体制に関する事

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・校外の相談窓口（いばらき被害者支援センター・勇気の電話（県警）・茨城県人権啓発推進センター等）を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を行い、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

【6】 生徒・教職員の防犯意識の向上に関する事

- ・生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。
- ・教職員に対し、「One IBARAKI」「教職員懲戒処分との指針」等を活用した研修を実施する。
- ・教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。

令和6年9月

茨城県立石岡商業高等学校長